

蕎麦製麺機・TOWARIマシン  
デモ機貸出申込書（兼使用許諾契約書）

下記の貸出条件・規約をご承諾頂き、必要事項のご記入の上、FAX/emailにて返送してください。弊社にて申込書を確認後、デモ機の配送についてご案内をさせていただきます。お申込頂いた方は、下記の貸出条件・規約に同意頂いたものとします。また、デモ機の実際のご利用者とお申込者が異なる場合、ご利用者及びお申込者双方が規約に同意されたものと致します。

デモ機貸出条件・規約

1. デモ機貸出のお申込は、ご購入を前提に検討されている方を対象とさせていただきます。
2. デモ機の数に限りがありますため、お申込後、弊社より貸出可能日の回答をさせていただきます。
3. デモ機はその性能評価及び動作確認を目的として貸出するものですので、貸出期限は、原則5日間となります。
4. デモ機の分解、解析、改造を行わないでください。
5. デモ機貸出は、日本国内限定とさせていただきます。
6. デモ機の返送料はお客様にてご負担いただきますようお願いいたします。
7. 返却されたデモ機が、お客様の過失により、破損や、欠品・不備が生じている場合は、機器価格の範囲内で、修理代又は 機器代金等をご負担いただく場合があります。万一、トラブルが発生した場合はすみやかにご連絡ください。
8. デモ機のご使用にて生じたお客様への損害等はいかなる場合でも弊社では責任を負いません。

下記ご記入ください

申込年月日： 令和 年 月 日                      ご使用目的：      試用 ・ 代替

お名前： \_\_\_\_\_ 貴社名（法人の場合）： \_\_\_\_\_

ご住所：〒 \_\_\_\_\_

携帯番号： \_\_\_\_\_ email: \_\_\_\_\_

備考： \_\_\_\_\_

必要事項をご記入の上、**FAX: 06-4308-4001** もしくは、

メール添付にて **towari-machine@chi-hiro.co.jp** へご送信ください。